

災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所長 ○○ ○○（以下、「甲」という。）が管理する吉井川、旭川、高梁川及び高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長 □□ □□（以下、「乙」という。）が管理する小田川において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社△△ 代表取締役 △△ △△（以下、「丙」という。）に対し、災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区間）

第2条 甲又は乙が丙に対し協力を要請する活動の実施区間は、別図一に示す一級河川吉井川、旭川、高梁川の岡山河川事務所管理区間及び小田川の高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所管理区間（以下、「実施区間」という。）とする。
ただし、災害の規模により上記区間外での活動要請を行うことができる。

（活動内容）

第3条 甲又は乙が丙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区間における災害状況の把握と報告並びに甲又は乙の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第4条 甲又は乙は、丙に対し、実施区間で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動（以下、「出動」という。）を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、丙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲又は乙から出動要請がない場合は、丙はその内容について速やかに乙に報告するものとする。
2. 丙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲又は乙に報告するものとする。また、甲又は乙は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により丙に通知するものとする。

（活動の実施）

第5条 丙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。
2. 活動の直接の指示は、岡山河川事務所所属職員のうち甲が指定する者又は高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所所属職員のうち乙が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、丙はその指示に従うものとする。
3. 甲又は乙は、前項による指示者を指定したときは、速やかに丙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲又は乙は、丙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第7条 丙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出動人員等を書面により甲又は乙に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 丙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲及び乙に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲又は乙は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲又は乙、丙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは丙の技術者等に損害が生じたときは、丙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その処置について甲又は乙、丙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに丙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは丙の技術者等に損害が生じたときは、丙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲又は乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは丙の技術者等に損害が生じたときは、甲又は乙がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、令和3年5月16日から令和4年5月15日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲又は乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 3年 月 日

甲 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号
国土交通省 中国地方整備局
岡山河川事務所長 ○○ ○○

乙 倉敷市真備町箭田1141番地1
国土交通省 中国地方整備局
高梁川・小田川
緊急治水対策河川事務所長 □□ □□

丙 △△市△△
株式会社 △△
代表取締役 △△ △△